主 文 申請人らの各申立はいずれもこれを却下する。 申立費用は申請人らの負担とする。

理由

一 本件申立の趣旨及び理由は、別紙「強制執行停止決定取消等の申請書」記載 のとおりである。

二 当裁判所の判断

(一) 本位的申立について

1 仮処分判決に対する控訴提起に伴ない民訴法五一二条一項を準用して発せられた仮の処分たる執行停止決定に対しては同条二項が準用する同法五〇〇条三項によつて不服の申立が禁じられているから、かかる決定は同法四一九条の二、一項の「不服ヲ申立ッルコトヲ得サル決定」に該当するので、これに対しては同条所定のいわゆる特別抗告のみが許されるところ、申請人ら代理人が提出した本件「強制執行停止決定取消等の申請書」は、当裁判所が先になした前掲強制執行停止決定(以下当審停止決定という。)に対する特別抗告と認めることはできない。

下当審停止決定という。)に対する特別抗告と認めることはできない。 従って、当裁判所としては、特別抗告提起の場合に民訴法四一九条の三により準用される同法四一八条二項所定の仮の処分として当審停止決定の執行停止その他必要なる処分を命ずることができないのである。

なお、申請人ら代理人が指摘するいわゆる民放一二チャンネル事件は、適法な特別抗告が提起された場合に右仮の処分として強制執行停止決定の効力停止決定がなされた事案であつて、特別抗告提起のない本件には適切でない。

先ず、民訴法五一二条一項には「一時停止」と規定されているけれども、同じく仮の処分を認める同法五四七条二項、五四九条四項、五六五条二項等には控訴審の終局「判決ヲ為スニ至ルマテ」と規定されていること、応急処分は、本案の裁判までの一時的応急的救済措置にすぎないというその趣旨に鑑み、これら応急処分の効力の存続時期はすべて本案の終局判決言渡までとしていると解するのが相当である(大審院大正一五年一二月二五日決定、民集五巻九〇三頁参照)。

従つて、これと異なる申請人らの主張は、採用することができない。

〈要旨第一〉次に、民訴法五一二条一項は、「保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ一時停止ス可キコト」、「保証ヲ立テシ〈/要旨第一〉メズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコト」、「保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為ス可キコト」、「保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分ヲ取消ス可キ」ことの四種類の仮の処分を認めるのみであつて、申請人らが求めるような「強制執行停止決定の取消」という類型の仮の処分を許容していないことは、右規定に照らし明らかであるし、かつ、かかる処分の申立権は、執行債務者(仮処分債務者)のみに存し、執行債権者(仮処分債権者)がこれを有しないことは、後記(二)説示のとおりである。

なお、当審停止決定を当裁判所の職権裁量により取消すことができる旨の主張に は賛成できない。

3 結局、申請人らのした本件本位的申立は、いずれも不適法というべく、却下

を免れないものである。

予備的申立について (\square)

申請人ら代理人は、予備的に、「民訴法五一二条一項の『保証を立てしめて強制執行をなすべきことを命じ』の規定を準用して、申請人らに一定の保証を立てしめることを表現して、申請人らに一定の保証を立てしめることを表現して、申請人 ることによる強制執行の開始ないし続行を許すとの裁判を求め得る」旨主張するの で検討する。

〈要旨第二〉仮執行宣言付判決(仮処分判決)に対し控訴が提起された場合に、す てに民訴法五一二条により控訴人〈/要旨第二〉の申立によつて一時執行停止命令が発 さらに被控訴人の申立により仮執行(保全執行)の実行を許すとす せられたのち、 れば、同条二項が準用する同法五〇〇条三項において、同法五一二条一項所定の裁判に対しては不服申立を許さない旨定めた法意に反するのみならず、同条項により 控訴審裁判所のなすべき裁判は仮執行宣言付判決(仮処分判決)に対し控訴を提起 した当事者の救済のためになしうるものであつて、常に仮執行宣言付判決における 敗訴の当事者(仮処分債務者)の申立あることを必要とし、いわゆる続行命令とは 仮執行宣言付判決において保証を立てさせないで仮執行をなしうる旨宣言した場合 に仮執行により(仮処分判決の保全執行により)生じうべき控訴人の損害を担保す るため、被控訴人をして保証を立てなければ仮執行(保全執行)の開始又は続行を 許さないとする目的で控訴人の申立によつてなされる執行制限の一方法を定めたも のと解するのが相当である。

従つて、仮処分債権者たる申請人らには、いわゆる続行命令の申立権がないとい うべく、かかる申立権を有しない者のした本件予備的申立は、いずれも不適法であ るから、却下を免れない。 (三) 結論

以上のとおり、申請人らの本位的及び予備的申立は、いずれも不適法であるから これらを却下することとし、本件申立費用の負担につき民訴法八九条、九五条を適 用して、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 越智傳 裁判官 古市清 裁判官 辰巳和男) 紙

<記載内容は末尾1添付>